平成２８年（フ）第４１５３号
東京都大田区蒲田５丁目46番11号
破産者　バーゼル株式会社
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１５４号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1227―４　小松方
破産者　浅利　純司
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２５４号
東京都北区田端２丁目７番26―702号　フレンドリーハイツ
破産者　有限会社クロスメディア
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２５５号
東京都北区田端２丁目７―26―702
破産者　関澤　一賀
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２６７号
神奈川県相模原市中央区淵野辺４丁目33―８
破産者　小田島良雄
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２９４号
東京都足立区西新井５丁目29番１号
破産者　株式会社スマートライン
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２９５号
茨城県かすみがうら市下稲吉1962―２　大塚南ハウス北２号室、住民票上の住所東京都足立区谷在家１丁目18―５―1003
破産者　櫻井　美佳
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２９６号
茨城県かすみがうら市下稲吉1962―２　大塚南ハウス北２号室、住民票上の住所東京都足立区谷在家１丁目18―５―1003
破産者　櫻井　　稔
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３８１号
東京都豊島区雑司が谷１丁目44番２号
破産者　有限会社バーチャウェーブ
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３８２号
東京都葛飾区柴又６丁目20―15　コーポみつＢ棟102
破産者　小泉　　司
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９２１号
東京都台東区千束４丁目33―14―402
破産者　永野正彦こと　チャ　カー　ファイ
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０５６号
東京都江戸川区松江１丁目24―３
破産者　戸澤　一昭
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９０号
東京都練馬区豊玉中３丁目１―17―105、開始決定時の住所東京都練馬区豊玉中２丁目11―10―302
破産者　森田　千重
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９１号
東京都足立区扇２丁目13―１―911
破産者　石井　大法
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９２号
東京都武蔵野市境２丁目16―10　ソシエル武蔵野Ａ202
破産者　淺沼美津江（旧姓西山・長谷川）
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１０５号
東京都足立区鹿浜１丁目11―11―102
破産者　吉田　利加（旧姓野村）
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１３８号
東京都台東区千束３丁目11―２　山谷マック
破産者　石渡　裕幸
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４４号
東京都荒川区南千住３丁目41―２―610
破産者　阿部　元享
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４７号
東京都世田谷区弦巻１丁目27―17―210
破産者　川添　　翼
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５１号
東京都板橋区徳丸２丁目20―20
破産者　五十嵐　淳
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１７１号
茨城県守谷市ひがし野２丁目１―2507、開始決定時の住所東京都荒川区南千住３丁目40―10―1910
破産者　邑本　竹嗣
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部